

○足立区美容師法施行細則

昭和 50 年 4 月 1 日規則第 26 号

足立区美容師法施行細則を公布する。

足立区美容師法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区美容師法施行条例（平成 24 年足立区条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書類の經由)

第 2 条 美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号。以下「省令」という。）第 7 条第 3 項の規定による免許証又は免許証明書の提出は、保健所長を経由しなければならない。

(開設等の届出)

第 3 条 省令第 19 条第 1 項の規定による美容所の開設の届出は、美容所開設届（別記第 1 号様式）による。

2 省令第 20 条の規定による美容所の変更の届出は、美容所（従業員）変更届（別記第 2 号様式）若しくは理容所及び美容所重複開設施設における美容所（従業員）変更届（別記第 2 号様式の 2）又は美容所変更届（別記第 3 号様式）による。

3 省令第 20 条の 2 第 1 項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所の開設者の地位承継届（別記第 4 号様式）による。

4 省令第 21 条第 1 項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所の開設者の地位承継届（別記第 4 号様式の 2）による。

5 省令第 22 条第 1 項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所の開設者の地位承継届（別記第 4 号様式の 3）による。

6 省令第 22 条の 2 第 1 項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出は、美容所の開設者の地位承継届（別記第 4 号様式の 4）による。

7 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定による美容所の廃止の届出は、廃止届（別記第 5 号様式）によらなければならない。

(確認済証の交付等)

第 4 条 区長は、法第 12 条の規定により確認をしたときは、美容所業務台帳を作成し、確認済の証（別記第 6 号様式）を交付する。

(社会福祉施設等)

第 5 条 条例第 5 条の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。）、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に

限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。)

(2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター及び同条第28項に規定する福祉ホーム

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

(7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設

(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院

(9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、都規則によつて作成された様式用の紙で現に残存するものは、なお当分の間、これを使用することができる。

付 則(平成12年3月31日規則第56号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年10月26日規則第66号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するもの

は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成 24 年 7 月 9 日規則第 54 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成 25 年 1 月 25 日規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 1 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の足立区美容師法施行細則は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 57 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 17 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 12 月 15 日規則第 77 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区美容師法施行細則別記第 1 号様式及び別記第 4 号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 4 年 5 月 12 日規則第 54 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区美容師法施行細則別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 5 年 1 2 月 13 日規則第 96 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区美容師法施行細則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

る。